

## 新潟県社会人サッカー連盟 規約

### (総則)

第1条 当団体は、新潟県社会人サッカー連盟（以下、「連盟」という）と称する。

### (統括)

第2条 本連盟は、一般社団法人新潟県サッカー協会（以下、「県協会」という）の統括を受ける。

### (目的)

第3条 本連盟は、新潟県の社会人サッカーチームを統括し、新潟県社会人サッカー競技の強化育成・普及・発展を期し、代表する団体として加盟登録チーム相互の連絡協調を図るとともに、相互の親睦を深めることを目的とする。

### (事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 新潟県社会人サッカーリーグ（以下「県リーグ」という）
- (2) 全国社会人サッカー選手権大会新潟県大会（以下「社会人大会」という）
- (3) 全国クラブチームサッカー選手権大会新潟県大会（以下「クラブ選手権」という）
- (4) 日本スポーツマスターズサッカー競技新潟県予選会
- (5) 親善・交歓大会
- (6) サッカーに関する各種研修会及び講習会
- (7) その他、本連盟の目的達成に必要な事業

### (組織)

第5条 本連盟は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「日本協会」という）の第1種登録チームで構成するものであり、県協会で認められた組織である。但しJリーグ所属チーム、JFL所属チーム及び高専連盟、専門学校連盟、大学連盟に加盟したチームは除くものとする。

2 本連盟の加盟登録チームは、当連盟を通じて北信越社会人サッカー連盟及び一般財団法人全国社会人サッカー連盟へ加盟登録する。

### (役員)

第6条 本連盟には、次の役員を置くものとする。

- (1) 理事：18名以内  
(うち会長1名、副会長2名以内、理事長1名、副理事長3名以内とする)

(2) 名誉会長・顧問・参与・アドバイザーを、置くことができる。

2 理事は、総会で選任する。

3 理事の互選により、会長・副会長・理事長及び副理事長を選任する。

- 4 理事には、各地区サッカー協会の役員が、含まれていなくてはならない。
- 5 名誉会長・顧問・参与・アドバイザーは、理事会で選任し総会で承認する。

(理事の職務)

- 第7条 会長は、本連盟の業務を総理し、本連盟を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に不測の事態にあるときはこれを代理する。
  - 3 理事長は、全般的業務を遂行する。
  - 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に不測の事態にあるときはこれを代理する。
  - 5 理事は、理事会を組織して本連盟の業務を決議し執行する。

(役員任期及び定年制)

- 第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
  - 4 副会長・理事長及び各専門部会長の任期は、原則として4期8年以内とする。

(役員解任)

- 第9条 役員が次の各号の一つに該当するときは、総会において3分の2以上の同意に基づいて解任することができる。この場合、付議する前にその役員に対し弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(会議及び運営)

- 第10条 本連盟は、次の会議を置く。
- (1) 総会
  - (2) 理事会
  - (3) 各専門部会議

(総会)

- 第11条 総会は、毎年1回以上開催するほか、次の場合に開催することができる。
- (1) 理事総数の過半数の要求があるとき。
  - (2) 会長が必要と認めたとき。
- 2 総会は、第6条の役員及び加盟チームの代表者をもって構成し、次の事項を審議決定する。
- (1) 規約等の改廃
  - (2) 役員改選
  - (3) 予算及び決算の承認

- (4) 事業計画及び事業報告
  - (5) 各専門部会委員の選定
  - (6) 当連盟加盟費
  - (7) その他の重要事項
- 3 総会の議長は会長があたる。総会は、理事及び加盟チーム代表者総数の2／3以上の出席をもって、成立するものとする。
- 4 総会は、役員及び加盟チームの過半数の同意をもって議決する。可否同数のときは議長がこれを決定する。

#### (理事会)

第12条 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・理事をもって構成し、会長が議長になり、毎年1回以上開催するほか、次の場合に開催することができる。

- (1) 理事総数の過半数の要求があるとき。
  - (2) 会長が必要と認めたとき。
- 2 理事会は次の事項を処理する。
- (1) 総会の決定事項
  - (2) 総会から委嘱された事項
  - (3) 緊急事項
- 3 すべての処理事項は、総会に報告し承認を求めなければならない。

#### (専門部)

第13条 本連盟は、次の専門部会を置く。

- (1) 総務部 登録・渉外・広報・会計並びに他の部に属さない一切の業務の処理  
(兼事務局)
  - (2) 競技部 社会人大会・クラブ選手権及びその他の大会運営に関する業務の運営
  - (3) 審判部 審判に関する業務の処理
  - (4) 規律部 規律に関する業務の処理
  - (5) 登録チーム・選手減少対策部 登録チーム及び選手数の減少対策を講じる
- 2 本連盟は、必要によりその他の専門部を置くことができる。
- 3 各専門部は、副部長を置くことができる。

#### (新規加盟登録)

第14条 『新潟県社会人サッカー連盟加盟要則』により、連盟総務部へ新規加盟登録申請書を提出し、理事会で審査を受け、総会で承認されなければならない。

- 2 総会での承認後、日本協会の登録手続きを行い、当連盟の加盟費を納入して、加盟登録手続きを完了しなければならない。
- 3 加盟登録手続きを完了しないチームは、本連盟の主催する各種大会に出場することができない。
- 4 加盟登録後、その内容に変更を生じた時は、県協会の承認を得た後、その都度速やかに本連盟に届けなければならない。

(継続加盟登録)

第15条 『新潟県社会人サッカー連盟加盟要則』より、継続加盟登録申請書を連盟総務部へ提出し、理事会で審査を受け、承認されなければならない。

(会計)

第16条 本連盟の経費は、次の収入をもって当てる。

- (1) 加盟費
- (2) 補助金
- (3) 協賛金
- (4) 寄付金
- (5) 事業収入
- (6) その他収入

2 本連盟の会計年度は、2月1日から翌年度1月末日までの1年間とする。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関し必要な次項は、運営要綱で定める。

附則

本規約は昭和52年4月1日より施行する。

昭和53年	4月		改訂
昭和54年	4月		改訂
昭和59年	4月		改訂
昭和63年	4月		改訂
平成10年	4月		改訂
平成11年	4月		改訂
平成14年	3月		改訂
平成18年	3月26日		改訂
平成26年	4月1日		改訂
平成29年	4月1日		改訂
令和2年	4月1日		改訂
令和6年	4月1日		改訂